

慶弔費支出基準

1 議員・行政委員・特別職

(1) 支出対象

区議会議員、教育委員会委員、選挙管理委員会委員、監査委員、特別職及びその家族（配偶者及び血族一親等にある者に限る。）

(2) 支出金額

ア 慶事（結婚披露宴に出席する場合に限る。）

30,000円

イ 弔事

（ア）本人

香典（50,000円。ただし、特別職については、10,000円とする。）及び生花又は花環

（イ）家族

香典（10,000円）又は生花若しくは花環

2 関係団体の構成員等

(1) 支出対象

ア 区長が委嘱し、又は任命する者及び港区の事務事業に関連する団体の構成員で役職にある者

イ 港区議会議員待遇者会の会員

(2) 支出金額

ア 慶事（結婚披露宴に出席する場合に限る。）

30,000円

イ 弔事（葬儀における香典・生花・花環）

（ア）香典（10,000円）又は生花若しくは花環

（イ）港区議会議員待遇者会の会員は、

香典（50,000円）及び生花若しくは花環

3 その他

(1) 支出対象

ア 区政と密接な関係を持ち、区長が特に必要と認める者

(2) 支出金額

ア 慶事（結婚披露宴に出席する場合に限る。）

30,000円

イ 弔事（葬儀における香典・生花・花環）

香典（10,000円）又は生花若しくは花環

※ 生花は15,000円相当程度、花環は10,000円相当程度とする。